

# 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校 等養成施設指定規則の規定に基づき 厚生大臣が別に定める施設を定める件

平成8年12月24日

厚生省

最終改正

平成8年12月24日厚生省告示第265号

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第5条第一号ヲ及び第7条第1項第十一号の規定に基づき、厚生省大臣が別に定める施設を次のように定める。

- 1 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（次項において「指定規則」という。第5条第一号ヲに規定する厚生大臣が別に定める施設は次に掲げる施設とする。
  - 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子寮、養成施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院、児童デイサービス事業を行う施設及び指定国立療養所等
  - 二 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービス事業を行う施設
  - 三 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

- 四 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
- 五 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 六 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する精神薄弱者更生相談所、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホーム
- 七 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び老人デイサービス事業を行う施設
- 八 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター
- 九 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設
- 十 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
- 十一 精神薄弱者又はその者を現に介護する者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業を行う施設

- 2 指定規則第7条第1項第十一号に規定する厚生省大臣が別に定める施設は、次に掲げる施設とする。
  - 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（通園施設を除く。）、重症心身障害児施設及び指定国立療養所等
  - 二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）
  - 三 生活保護法に規定する救護施設
  - 四 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
  - 五 老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設
  - 六 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
  - 七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設